

## 診療報酬オンライン請求の義務化撤回を求める要請書

2006年4月10日に、診療報酬のオンライン請求に関する省令「改正」が行われました。これにより、レセプトコンピューターのある医科診療所では2010年4月より、その他の医科・歯科診療所でも2011年4月以降は、原則としてオンライン請求以外は認められなくなります。

2008年2月に全国保険医団体連合会が集計した「オンライン請求義務化に関するアンケート」によると、オンライン請求が義務化された場合に「開業医を辞める」と回答した医療機関が医科で12.2%、歯科で7.2%ありました。診療報酬のオンライン請求義務化は、「医療崩壊」にひんしている地域医療にさらに混乱を招く事態になりかねません。

また、オンライン請求義務化は、「医療費抑制」が主目的であり、特定健診データとも突合して利用しようとしています。さらに個人情報の一元的管理の危険性が強く、情報の目的外利用の禁止の実効性や、情報の安全性の確保についても多くの問題を含んでいます。

以上のことから、下記事項を強く要望します。

### 記

1. オンライン請求の「義務化」は撤回すること。
1. 患者の診療情報や特定健診の健診情報を営利企業に活用させないこと。
1. 医療を制限して保険医療を抑制する「医療の標準化」に、診療情報を活用しないこと。
1. 医療のあり方を否定する審査の「自動化」は行わないこと。

(私の一言)

2008年 月 日

住 所

医療機関名

氏 名